

公益財団法人長野県農業開発公社農地中間管理事業規程

平成 26 年 5 月 29 日制定

平成 26 年 11 月 28 日一部改正

平成 27 年 9 月 16 日〃

平成 28 年 5 月 30 日〃

平成 29 年 9 月 21 日〃

令和元年 10 月 28 日〃

令和2年3月 24 日〃

令和3年 5 月 27 日〃

第1章 総 則

(事業実施の基本方針)

第1条 公益財団法人長野県農業開発公社(以下「公社」という。)は、農地中間管理事業の推進に関する法律(平成 25 年法律第 101 号。以下「法」という。)第3条に基づく長野県農地中間管理事業の推進に関する基本方針(以下「基本方針」という。)に即して、農用地の集団化、農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図るため、農地中間管理事業(法第2条第3項に規定する農地中間管理事業をいう。以下同じ。)を行うものとする。

(事業実施区域)

第2条 公社が行う農地中間管理事業の実施区域は、長野県の区域(都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 7 条第 1 項の市街化区域と定められた区域(当該区域以外の区域に存する農用地と一体として農業上の利用が行われている農用地の存するものを除き、同法第 23 条第 1 項の規定による協議を要する場合であつては当該協議が整ったものに限る。)を除く)とする。

(事業対象農用地等)

第3条 公社が行う農地中間管理事業の対象地は、次に掲げるもの(以下「農用地等」という。)とする。

一 農地(耕作の目的に供される土地をいう。以下同じ。)及び農地以外の土地で主として耕作又は養畜の事業のための採草又は家畜の放牧の目的に供されるもの(以下「農用地」という。)

二 木竹の生育に供され、併せて耕作又は養畜の事業のための採草又は家畜の放牧の目的に供される土地(以下「混牧林地」という。)

三 以下に掲げる農業用施設の用に供される土地(以下「農業用施設用地」という。)

ア 農業用排水施設、農業用道路その他農用地の保全又は利用上必要な施設

イ 畜舎、蚕室、温室、農産物集出荷施設、農産物調製施設、農産物貯蔵施設その他これらに類する農畜産物の生産、集荷、乾燥、調製、貯蔵、出荷、加工処理又は販売の用に供する施設

ウ たい肥舎、種苗貯蔵施設、農機具収納施設その他これらに類する農業生産資材の貯蔵又は保管(農業生産資材の販売の事業のための貯蔵又は保管を除く。)の用に供する施設

エ 廃棄された農産物又は廃棄された農業生産資材の処理の用に供する施設

四 開発して農用地又は農業用施設の用に供される土地とすることが適当な土地

2 前項三号又は四号に掲げる農業用施設用地については、同項一号又は四号の農用地につき実施する場合に限るものとする。

3 事業対象農用地等が、農業振興地域の整備に関する法律(昭和 44 年法律第 58 号)第 8 条第 2 項一号の規定により指定された地域(農振農用地(「農振青地」という。))以外の場合においては、市町村等と連携し、農振青地への編入を促すものとする。

(事業実施に当たっての調整等)

第4条 公社は、農地利用集積円滑化団体が行う農地利用集積円滑化事業(農業経営基盤強化促進法第4条第3項に規定する事業をいう。)、市町村が行う農業経営基盤強化促進事業(農業経営基盤強化促進法第4条第4項に規定する事業をいう。)その他の農地利用の集積・集約化を促進するための施策と連携して行うものとする。

第2章 農地中間管理事業の実施に関する基本事項

(利用者の設定)

第5条 公社は、地域における農用地の利用を最適な状態とする観点から、農地中間管理権(法第2条第5項に規定する「農地中間管理権」をいう。以下同じ。)を取得した農用地等の利用配分を適切に行うものとする。

(市町村、農業委員会、農業協同組合、土地改良区等と一体となった推進)

第6条 公社は、人・農地プランの作成主体であり農地行政の基本単位である市町村とその作成に参画する農業委員会、加えて、農業協同組合、土地改良区等のコーディネーター役を担う組織との連携を密にして、人・農地プランを核として一体的に業務を推進するものとする。

2 公社は、原則として全市町村に、同意を得た上で業務委託を行い、地域における機構の窓口としての機能を担ってもらうものとする。さらに、必要に応じて、市町村公社や農業協同組合、土地改良区等に対しても業務委託を行うものとする。

3 公社は、市町村や市町村が指定する者に、原則としてあらかじめ農業委員会の意見を聴いたうえで、農用地利用配分計画の案を作成するよう、求めるものとする。

4 公社は、市町村以外の業務委託先の名称及び住所を市町村に通知し、市町村と当該委託先との連携が図られるよう配慮するものとする。

(重点的に実施する区域)

第7条 公社は、人・農地プランが実質化され、地域ぐるみで農地利用の集積・集約化を進めようという機運が生じている区域や、多面的機能支払交付金、中山間地域等直接支払交付金、機構関連農地整備事業又は果樹産地構造改革計画等に係る地域の協議において、農地利用の在り方も議論されている区域など、農地中間管理事業が効率的かつ効果的に実施され、農用地の利用の効率化及び高度化を促進する効果が高い区域を重点区域とするものとする。

2 なお、前項の区域以外においても、農地中間管理事業を行うことができるものとする。

(滞留防止)

第8条 公社は、日頃から借受け希望者の発掘に努めるとともに、借受けプロセスと貸付けプロセスをよく調整することで、農地中間管理権を取得した農用地等について貸付けが行われず公社に滞留する期間を極力短くするものとする。

(借受け希望者の確保)

第9条 公社は、借受け希望者が不足している地域については、県、市町村、農業協同組合等と連携して、新規就農者や他地域の法人、リースで参入する意向を有する企業の誘致活動を積極的に行うものとする。

(農地中間管理権を取得する農用地等の基準)

第10条 公社が農地中間管理権を取得する農用地等の基準は次に掲げるものとする。

一 地域の農用地利用の効率化及び高度化の促進に資すると見込まれるものであること。

二 農用地等として利用することが著しく困難な農用地等として次に掲げるものについては、農地中間管理権を取得しないものとする。

ア 農業委員会による利用状況調査において再生不能と判定されている荒廃農地

イ 用排水や接道がない狭小地や傾斜地であるなど、農用地等として利用することが著しく困難

であることが形状又は性質から明らかであり、かつ、土地改良事業等による利用条件の改善が予定されていないものとして、県と協議し定める基準に該当するもの(但し、集積計画一括方式による農用地利用集積計画のものを除く)。

三 法第 17 条第1項の規定による募集に応募した者の数、その応募の内容その他地域の事情からみて、当該農用地等の存する地域内で公社が農用地等を貸し付ける可能性が著しく低い場合は、農地中間管理権は取得しない。こうした事態を避けるため、公社は日頃から借受け希望者に関する情報を幅広く収集し、募集に応じてもらえるよう働きかけるものとする。

(農地中間管理権の取得の方法)

第 11 条 公社は、農地中間管理権取得業務の実施地域に存する農用地等について、その所有者(当該農用地等について所有権以外の使用及び収益を目的とする権利を有する者を含む。以下同じ。)から農地中間管理権の設定を行いたい旨の申出があったときは、当該申出に係る農地中間管理権取得に関する協議を行うものとする。

2 公社は、農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図るために特に必要があると認められる場合は、農用地等の所有者に対し農地中間管理権の取得に関する協議を申し入れるものとする。

3 公社は、市町村や農業委員会、農業協同組合、土地改良区、担い手組織等と連携を密にし、各地域の人・農地プランの作成・見直しの状況、当該地域内の担い手の確保状況、当該地域の公社を活用した農地利用の集積・集約化の機運の有無、当該地域の遊休農地の現状及び今後の見通し等の把握に努めるものとする。

4 公社は、貸付希望者の営農状況を考慮し、借受け後、借受け希望者に可能な限り、短期間で転できる適切なタイミングで借り受けることにより滞留期間を短縮するものとする。

5 農地中間管理権の取得に当たっては、土地改良法第 87 条の 3 第 1 項の規定による土地改良事業(以下「機構関連事業」という。)が行われることがあることについて、所有者に対し書面により説明を行うものとする

6 農地中間管理権の期間は、転貸先の経営の安定・発展に配慮して、原則として 10 年以上又は 5 年以上とするものとする。ただし、別に定める区域においては、所有者等が希望する場合には、協議により短期の借受を行うことができるものとする。

7 公社は、利用意向調査によって機構への貸付けの意向が示された遊休農地や、機構と協議すべき旨の勧告を受けた遊休農地について、雑草・雑木や土石、汚染された土壌の除去等の遊休化の解消に向けた措置が講じられれば借受け希望者への貸付けが行われると見込まれる場合には、農業委員会と連携し、当該遊休農地の所有者等に対して必要な措置を講ずることを促すものとする。

(貸付先の決定の方法)

第 12 条 公社は、農用地利用配分計画の策定や、市町村による機構を経由した賃借権の設定等を一括で行う農用地利用集積計画(以下「集積計画一括方式」という。)への同意による、農用地等の貸付先を決定するに当たっては、以下の各号を基本原則として取り扱うものとする。

一 借受け希望者の規模拡大又は経営耕地の分散錯圃の解消となること。

二 既に効率的かつ安定的な農業経営を行っている農業者の経営に支障を及ぼさないようにすること。

三 新規参入をした者が効率的かつ安定的な農業経営を目指していけるようにすること。

四 地域の農業の健全な発展を旨として、借受け希望者のニーズを踏まえて公平かつ適正に調整をすること。

2 公社は、前項各号の基本原則に則った上で、地域合意に基づいた農地利用の集積・集約化を促進する観点から、地域における農業者等による協議の結果である人・農地プランの内容を十分考慮するものとする。

3 公社は、担い手の利用農地の集約化を促進し、又は既に効率的かつ安定的な農業経営を行っている農業者の経営に支障を及ぼさず、その発展に資する見地から貸付先の決定に当たり以下の各号を優先配慮事項として取り扱うものとする。

一 借受け希望者は、人・農地プランに位置付けられている又は位置付けられることが確実な、地域内の話し合いで農用地利用調整が整った者であること。

二 担い手相互間又は担い手・非担い手間で利用権の交換を行おうとする場合

三 集落営農の構成員が、当該集落営農に利用させることを目的として、既に効率的かつ安定的な農業経営を行っている農業者の経営に支障を及ぼすことなく、公社に農用地等を貸し付ける場合

四 貸付を希望する農用地等に隣接して農業経営を営んでいる担い手である借受け希望者がいる場合

五 第四号に該当する借受け希望者が複数いる場合は、借受け希望者の希望条件との適合性及び地域農業発展に資する程度により優先順位をつけたうえで順次協議する。

六 第一号から第五号以外の場合は次のとおり扱うものとする。

ア 借受け希望者に当該区域内の者と当該区域外の者（新規参入者等を含む。）のいずれもがいる場合は、当該区域内の担い手を優先して配慮するものとする。

イ 現在、経営している農用地等との位置関係、当該借受け希望者の希望条件との整合性、人・農地プランの内容等に基づき優先順位をつけたうえで、順次協議を行うものとする。

七 第一号から第六号にかかわらず、土地基盤整備事業その他農用地等の条件整備に係る事業が、事業計画を策定する段階から換地等を含む農用地等の利用調整が図られている場合は、その計画にある経営体を優先するものとする。

八 第六号から第七号の場合において、借受け希望者に優先順位を付するうえで必要があるときは、利害関係者以外の者による合議制の会議において協議するものとする。

4 集積計画一括方式による貸付けの場合、公社は、市町村段階において、本条各項に掲げる貸付先決定ルールに即した貸付けの検討が行われ、農用地利用集積計画への同意が円滑に進められるよう、必要に応じて、市町村等と連携して事前の話し合いの段階から参加するものとする。

（貸付期間）

第 13 条 公社の貸付期間については、貸付先の経営の安定・発展に配慮して長期とすることを基本とするが、当該地域の農地利用の効率化・高度化を進める上で必要な場合には、一定期間後に農地利用の再配分ができるよう措置するものとする。

2 農用地等の貸付けに当たっては、機構関連事業が行われることがあることについて、借受希望者に対し書面により説明を行うものとする。

（利害関係人への意見聴取）

第 14 条 公社は、知事への農用地利用配分計画の許可申請や市町村の農用地利用集積計画への同意協議に当たっては、公社ホームページでの公表その他の方法を通じて、あらかじめ利害関係人の意見を聴くものとする。

2 公社ホームページに掲載し公表する内容は、公社から貸し出される農地の所在及び貸借期間とし、その掲載期間は 7 日以上とする。

（利用条件改善業務の実施）

第 15 条 公社は、当該農用地等が所有者から公社に 10 年以上の期間で貸し付けられており、かつ、次のいずれかに該当するときに、利用条件改善業務を行うことができる。

一 当該農用地等の具体的貸付先が決まっており、その貸付先が利用条件改善を希望しているとき。

二 当該地域の借受け希望者の募集に応じた者の数、希望内容等からみて、利用条件改善を行えば、当該農用地等の貸し付けが確実に行われるとき。

(相談又は苦情に応ずるための体制)

第 16 条 公社は、本所に、相談又は苦情に応ずる窓口を設置し、公社ホームページ等を通じて周知徹底を図るものとする。

(農用地等の管理)

第 17 条 公社は、農用地等の貸付けを行うまでの間、当該農用地等を善良なる管理者の注意をもって管理するものとする。

(業務の委託)

第 18 条 公社は、農地中間管理事業に係る業務のうち、下記業務の中で委託することが適当なものについては、市町村等に対し、同意を得たうえで、委託する業務内容を明確にして、委託するものとする。

一 畦畔・法面の修繕、草刈り・管理耕作

二 窓口業務(出し手の掘り起こし、借受予定農用地等の位置・権利関係の確認、出し手との交渉、契約締結事務、借受希望者との交渉、農用地利用配分計画の作成支援、出し手及び借受希望者に対する機構関連事業が行われることがあることの説明等)

三 利用条件改善業務の実施

四 賃料の收受・支払

五 データ管理

六 広報等

2 公社は、前項の業務について、地域農業再生協議会、市町村公社、農業協同組合、土地改良区、民間企業等に委託する場合は、当該組織が委託した業務を適切に行うことのできる能力等を確認した上で、委託する業務内容を明確にして、委託するものとする。

(農用地利用改善事業)

第 19 条 公社は、農用地利用改善団体が農用地利用改善事業の実施区域内の農用地について利用権の設定等を受ける者を認定農業者及び公社に限る旨を農用地利用規程に定めようとする場合には、必要に応じて、市町村等と連携して事前の話し合いの段階から参加するものとする。

2 公社は、事前に農地中間管理権の取得について第 10 条に則して、また、農用地の利用の集積を進めるべき認定農業者が適切に位置づけられているかを第 12 条に則して、それぞれ調整を行ったうえで、当該農用地利用規程に対する同意をするものとする。

第3章 農地中間管理事業の実施方法

(農用地等の借受け)

第 20 条 農用地等の賃借権又は使用貸借による権利の設定又は移転(以下「賃借権の設定等」という。)による借受けは、当該農用地等に所有権以外の権利が設定されている場合は、事業推進に支障を来すことのないよう十分留意するものとする。また、その賃借権の設定等の存続期間は、第 11 条第 6 項の規定によるものとする。ただし、次の各号に掲げる農用地等の賃借権の設定等の存続期間は、それぞれ当該各号に定める期間を限度とする。

一 農業用施設用地(第3条第3号アに掲げる土地を除く。) 当該土地の上に建設される施設の耐用年数及び当該施設の建築に要する時間を考慮して相当と認められる期間

二 附帯施設用地 併せて借り受ける農用地の賃借権の設定等の存続期間

三 混牧林地 当該土地における混牧林地の利用の可能な期間を考慮して相当と認められる期間

四 永年性作物栽培の農用地 当該農用地に作付けされる作物の収益性を考慮して相当と認められる期間

2 農用地等を借り受けようとする場合には、当該農用地等について実地調査等を行い、借り受けることを相当と認めるときは、別に定める様式により当該農用地等の所有者と農業経営基盤強化促進

法第 19 条の規定による農用地利用集積計画の公告による賃借権の設定等の契約を締結するものとする。

- 3 農用地等の借受けに係る賃借権の設定等の契約においては、公社は、法第 18 条第 7 項の規定に基づき、公社の定める者に転貸する旨を規定するものとする。また、第3条第三号の土地であつて、現にその上に施設が存しない土地の借受けに係る賃借権の設定等の契約においては、当該土地の上に施設の建築を行うことについて所有者の承諾を得るものとする。
- 4 公社は、次に掲げる事由が生じたときは、特約がある場合を除き、遅滞なく当該農用地等の所有者と協議の上、処理するものとする。
 - 一 借受け農用地等について多額の必要経費又は有益費を支出しようとするとき。
 - 二 借受け農用地等の転借人が多額の必要経費又は有益費を支出することを承認しようとするとき。(借受けを希望する者の募集)

第 21 条 公社は、法第 17 条第1項の規定に基づき、市町村又は人・農地プランの区域等を参考に設定する区域ごとに、当該区域に存する農用地等について借り受けを希望する者の募集を随時行うものとする。

- 2 前項の募集にあつては、当該区域における、農用地等の特徴(水田地帯、畑地帯、果樹地帯等)や募集時期までの当該地域内の担い手の募集状況を示して募集するものとする。
- 3 第1項の募集は、以下の各号の事項について明確にして行うものとする。
 - 一 借受けを希望する農用地等の種別、面積、農用地等の条件
 - 二 借り受けた農用地等に作付けしようとする作物の種別
 - 三 借受けを希望する期間
 - 四 現在の農業経営の状況(作物毎に栽培面積等)
 - 五 当該区域で農用地等を借り受けようとする理由(規模の拡大、農地の集約化、新規参入等)
- 4 第1項の募集は、公社ホームページに常時公表するとともに、市町村等を通じて周知するものとする。
- 5 公社は、新規就農者や広域で借受を進めている法人経営体等の、新たに農用地等を確保して意欲的に農業に取り組もうとする者の情報把握に努め、必要に応じて、募集に応じてもらうよう促すものとする。
- 6 公社は、当該区域内に担い手が十分確保できない地域については、他地域の法人経営体やリース方式での参入を希望する企業等に対して応募するよう個別に働きかけるものとする。
- 7 公社は、法第 17 条第2項の規定に基づき応募した者について、以下の各号の情報を整理して公社ホームページ、その他の方法により公表するものとする。
 - 一 氏名又は名称
 - 二 当該区域内の農業者、区域外の農業者、新規参入の別
 - 三 借受けを希望する農用地等の種別、面積
 - 四 借り受けた農用地等に作付けしようとする作物の種別
- 8 公社は、農用地等の貸付先の決定を公平、適正に行う上で必要がある場合には、募集に応じた者に対するヒアリングを行い、その希望内容を正確に把握するよう努めるものとし、法第 18 条第5項の要件を満たすことを調査するものとする。
(農用地等の貸付け)

第 22 条 公社は、農地中間管理権を取得した農用地等について、第 12 条の規定に基づいて貸付けの相手方を選定し、法第 18 条の規定により定める農用地利用配分計画又は法第 19 条の二の規定により定める農用地利用集積計画(以下「農用地利用配分計画等」という。)によって賃借権の設定等を行うものとする。

- 2 貸付期間は、第 13 条の規定に基づいて設定するものとし、既に十分な農用地の集約化が行

われていると認められる場合及び永年性作物を作付ける場合には、できる限り長期の期間とするものとする。

3 前項の規定にかかわらず、貸付期間は、当該農用地について公社が有する賃借権の設定等の設定期間を超えることはできない。

4 農用地等の貸付けに係る賃借権の設定等の契約においては、民法(明治29年法律第89号)第618条の規定による解約権の留保は付さないものとする。

(農用地利用配分計画等の作成)

第23条 公社は、農用地利用配分計画等を定める場合には、原則として、市町村及び市町村長が指定する者に対し、その区域に存する農用地等について、法及びこの規程に適合する農用地利用配分計画等の案を作成し、農業委員会の意見を聴いたうえで、公社に提出するよう求めるものとする。

(契約等の解除)

第24条 公社は、その有する農地中間管理権に係る農用地等が次の各号のいずれかに該当するときは、知事の承認を受けて、農地中間管理権に係る賃借権の設定等を解除するものとする。なお、解除に当たっては、当該農用地等の所有者とよく協議し、所有者が管理経費を負担するなど、所有者が解除を希望せず、公社にとって負担がない場合には、解除しないことも含めて検討するものとする。

一 農地中間管理権の取得後2年間を経過してもなお農用地等の貸付けを行うことができる見込みがないと認められるとき。

二 災害その他の事由により農用地等としての利用を継続することが著しく困難となったとき。

2 公社は、農用地等の貸付けを行った者が次の各号のいずれかに該当するときは、知事の承認を受けて、当該貸付けに係る賃借権の設定等を解除するものとする。ただし、特段の事情があると認められるときはこの限りでない。

一 当該農用地等を適正に利用していないと認められるとき。

二 賃料の支払いに応じないとき。

三 法第21条第2項の規定に該当するとき。

(農用地等の利用状況の把握等)

第25条 公社は、貸付けた農用地等が適正に利用されていない等の農業委員会からの通知や地域住民からの情報提供等があった場合には、農用地等の貸付けを行った者に対し、法第21条第1項の規定に基づき、利用状況について報告を求めるものとする。さらに、必要に応じて、現地調査の実施等により状況を把握して、契約の解除の要否を判断するものとする。

(借賃及び貸賃)

第26条 公社が、農地中間管理事業により農用地等を借り受ける場合における借賃及び貸し付ける場合における貸賃は、次のとおりとするものとする。

一 当該地域における整備状況等が同程度の農用地の賃料水準を基本とし、農地法第52条の規定により農業委員会が提供を行っている借賃等の情報を十分考慮し、当該農地の生産条件等を勘案して、公社が相手方と協議の上決定するものとする。

二 農業用施設用地については、土地の種類毎に近傍の土地の借賃又は貸賃の額に比準して算定し、近傍の土地の借賃又は貸賃がないときは、近傍の用途が類似する土地について算定される借賃又は貸賃の額を基礎とし、当該土地の生産力、固定資産税評価額等を勘案して決定するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、既に効率的かつ効果的に農業経営を行っている貸付者の経営に支障を及ぼすことのないようにするため必要があるときは、公社は、当該農用地等の従前の借賃及び貸賃を基本として算定した額とするものとする。

第4章 運営に関する事項

(農地中間管理事業評価委員会)

第 27 条 公社理事長は、農地中間管理事業に関し客観的かつ中立公正な判断をすることができる者のうちから、知事の認可を受けて農地中間管理事業評価委員会の委員を任命するものとする。

2 農地中間管理事業評価委員会は、農地中間管理事業の実施状況を評価し、これに関し必要と認める意見を公社理事長に述べるものとする。

3 前2項に定めるもののほか、農地中間管理事業評価委員会の運営に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

(事業計画等)

第 28 条 公社は、法第9条第1項の規定に基づき、毎事業年度開始前に、農地中間管理事業に関する事業計画書及び収支予算書を作成し、知事の認可を受けるものとする。これを変更しようとするときも同様とする。

2 公社は、前項の認可を受けたときは、遅滞なく、その事業計画書及び収支予算書を公社ホームページで公表するものとする。

3 公社は、法第9条第4項の規定に基づき、事業報告書、貸借対照表、収支決算書及び財産目録を作成し、農地中間管理事業評価委員会の意見を付して、毎事業年度終了後3月以内に、知事に提出するとともに、これらを公社ホームページで公表するものとする。

(区分経理)

第 29 条 公社は、農地中間管理事業以外の事業を行っている場合には、当該事業に係る経理と農地中間管理事業に係る経理とを区分して整理するものとする。

(帳簿の記載)

第 30 条 公社は、法第11条の規定に基づき、農地中間管理権を保有する農用地等ごとに、貸付条件、借受条件、賃貸料の受領額及び受領の年月日、賃借料の支払額及び支払いの年月日その他必要な事項を記載し、これを賃借権の設定等の期間終了後5年間保存するものとする。

(不適正な事案への対応)

第 31 条 公社は、農地中間管理事業実施に当たって、個人情報情報の漏えいや賃料の誤收受等の不適正な事案が生じた場合には、事実関係の調査や原因究明、影響範囲の特定、影響を受ける可能性のある者への連絡、再発防止策の検討・実施・公表等を適切に行うとともに、速やかに県に報告し、必要に応じて指導を仰ぐものとする。

2 公社は、前項の発生事案に係る対応状況や再発防止策等について、直近の農地中間管理事業評価委員会に報告し、評価を受けるものとする。

(補則)

第 32 条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行について必要な事項は、公社理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成26年5月30日から施行する。

この規程は、平成26年12月1日から施行する。

この規程は、平成28年1月1日から施行する。

この規程は、平成28年5月30日から施行する。

この規程は、土地改良法の一部を改正する法律の施行日から施行する。

この規程は、令和元年11月1日から施行する。

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

この規程は、令和3年6月1日から施行する。